

⑩取扱職種の 範囲等	取扱職種又は取扱地域の変更は、取扱職種範囲等届出様式を使用すること	
⑪変更(廃止)年月日		
⑫職業紹介責任者	氏名	住所
	職業紹介責任者に係る変更、 事業所の新設以外については ⑫欄は記載不要	住民票の表記通りに記載 住民票の住所と居所が異なる場合は居所を()書 きし、届出者による居所証明を添付
⑬変更(廃止)理由 再交付理由	変更の理由(事業所を廃止した場合は廃止の理由)を具体的に記載	
⑭備考	担当者の職・氏名、連絡先を記載	

→ 代表者・役員に係る変更がない場合は、以下の部分を抹消

届出者(法人にあっては役員を含む。)(届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。)については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号(第3号、第10号及び第11号を除く。)のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。← ここまで

→ 職業紹介責任者に係る変更がない場合、事業所の新設がない場合は、以下の部分を抹消

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。← ここまで

→ 代表者・役員・職業紹介責任者に係る変更がない場合、事業所の新設がない場合は、全文を抹消